

館林地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 11 月 4 日

館林地区消防組合
管理者 多 田 善 宏

館林地区消防組合規則第 13 号

館林地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

館林地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年館林地区
消防組合規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続し
た」を削る。

第 13 条の 3 第 2 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又
は終業の時刻まで連続した 2 時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平
成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤
務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業の承認を受け
て勤務しない時間を減じた時間）」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平
成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる
範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間
については、1 日につき 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時
間を減じた時間」に改める。

第 19 条の次に次の 1 条を加える。

（3 歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の期間）

第 19 条の 2 条例第 16 条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、同項の対象職
員の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日ま
での 1 年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による館林地区消防組合の勤務時
間、休暇等に関する規則の規定は、令和 7 年 10 月 1 日より適用する。